

入札監理小委員会の審議結果報告 港湾及び空港における発注者支援業務

国土交通省、内閣府の標記業務（発注補助業務、技術審査補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務）について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

国土交通省、内閣府の港湾及び空港における発注者支援業務（発注補助業務、技術審査補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務）は、公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定され、市場化テストは 7 回目。契約は、各地方整備局又は事務所単位で行い、単年又は 2 年間の契約期間。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

- 前回の民間競争入札実施業務（平成 27～28 年度業務）に対する総務省評価を踏まえた検討がなされているか。

【総務省評価の内容】

8 月 4 日の小委員会において審議。

競争性の確保という点で一者応札の割合が高い（約 9 割）状況が継続していることから次期においても市場化テストを継続する。

しかし、来年度で 7 期目と長期化しており、これまでの資格要件緩和等の取組における改善も大きく見られないことから、今回の実施要項案において更なる要件緩和等の必要性について検討の上、来年度以降の評価においてその結果を勘案し、今後も市場化テストを継続していくべきか総合的に判断することとした。

【総務省評価への対応】

- 実施要項案についてどのように検討したか。

<アンケート調査の実施>

8 月 30 日から 9 月 14 日にかけて入札説明書をダウンロードした 83 社に対し、アンケートを実施し、本業務への関心や入札参加に至らなかった理由等を調査。

調査の結果、同業務に関心はあるが技術者の確保や継続した受注ができるかについて苦慮していることがわかった。また、「管理技術者等の港湾空港業務の実績要件」について「道路・河川等の発注者支援業務の実績でも可としてほしい」等

の緩和の要望がある一方、「これ以上の要件緩和は、業務の品質確保に影響がある」との意見も見られた。

<調査結果を踏まえた検討>

- ・「管理技術者等の港湾空港業務の実績要件」については、港湾工事の特殊性（海上工事がメインであり陸上工事とは作業機械、施工方法等が大きく異なる）に鑑み、業務の品質を確保するためには、必須の要件と考えており、今年度の実施要項案の見直しに当たり、要件緩和は行わない。
- ・他方、アンケートにおいて、既に要件緩和されている項目に関し緩和の要望があるなど、これまでの要件緩和が十分に周知されていない状況が見受けられた。昨年度行った要件見直しの影響等により H29 発注状況において競争性が若干改善していることもあり、これまでの要件緩和の内容についてまとめた資料を関係団体に配布する等、民間事業者に対し、一層の周知徹底を図っていくこととしたい。

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

契約状況を見ると依然として SCOPE が落札している一方、他の民間企業が落札するものもある。九州など一部の地域では複数応札があるものもあり、その要因についてはどのように考えているのか。

→要因の詳細はわかってない。来年度において、地域別等の分析を行う方向とする。

【論点 2】

アンケートにおいて「道路・河川等の発注者支援業務の実績も資格要件として認めしてほしい」との意見があるが、港湾の業務と河川の業務は性質が異なるのか。もし異なるのであれば実施要項上それがわかるようになっていないのではないのか。

→港湾工事は作業船を用いるものが多く、その点で河川とは異なる。実施要項上その点が明確となっていないことも考えられるため、入札説明書等において明示されるように対応する。

4. パブリックコメントの対応について

平成 29 年 10 月 16 日から 10 月 30 日まで実施されたパブリックコメントにおいて、2 者から 2 件の意見が寄せられた。

1 件は「入札参加申請時に法人番号の提出を行わせるべき」との意見であるが、必要性に乏しいため、実施要項案の修正は行わない。

もう 1 件は誤字等の修正意見であり、指摘事項の一部について修正を行った。

以上